

【関連資料】

1 児童相談所一覧等

- **全国児童相談所一覧**
- **児童相談所等の児童虐待・非行対応
専従組織等の設置状況**

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通1	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市湖見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-7147
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市善町1-6-12	0143-44-4152
	2 青森	中央児童相談所	039-0003	青森市石江字江渡5-1
むつ児童相談所		035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
弘前児童相談所		036-9065	弘前市大字西城北1-3-7	0172-36-7474
五所川原児童相談所		037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
八戸児童相談所		039-1101	八戸市大字内町字鴨田7	0178-27-2271
七戸児童相談所		039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1532
	東部児童相談所	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新町3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川新南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北見児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南見児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市鷹山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一覽町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天満沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
8 茨城	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
	中央児童相談所	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992
	日立児童分室	317-0072	日立市井天町3-4-7	0294-22-0294
	鹿行児童分室	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0815	土浦市中高津2-10-50	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721
	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
11 埼玉	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字愚問402-1	048-975-4152

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	鏡子児童相談所	288-0813	鏡子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
	児童相談センター	162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-4631
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
13 東京	北見児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市旗紡2-6	042-372-5600
	世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-6301
	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
14 神奈川	相模原児童相談所	229-0006	相模原市湖沼辺2-7-2	042-750-0002
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市西四郎町字沖田237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6823	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
	富山児童相談所	930-0964	富山県石川町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-2124
	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
15 新潟	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町七郎8	0767-53-0811
	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
	中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8616
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7835
	中央児童相談所	380-0928	長野市若里7-1-7	026-228-0441
	松本児童相談所	390-1401	東京府都波田町9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0027	諏訪市湖岸通り11-19-13	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
16 富山	中央子ども相談センター	500-8385	岐阜市下奈良5-2-1	058-273-1111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市赤森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千鳥町35-2	0577-32-0594
	中央児童相談所	422-8031	静岡市駿河区有明2-20	054-286-9204
17 石川	西部児童相談所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1	053-458-7189
	掛川支所	436-0073	掛川市金城93	0537-22-7211
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2083
	筑波児童相談所	415-0016	下田市531-1	0558-24-2038

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-0011	津島市森原町字郷西40	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	豊田市緑町1-22-1	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市宇中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神座町713-8	0568-98-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市山崎町977-1	059-347-2030
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古曾字雁田694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町622	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	519-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
26 京都	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	京都児童相談所	602-8075	京都市上京区小川通中立売下ル下小川町184-1	075-432-3278
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市宇堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田林子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
	中央子ども家庭センター	673-0021	明石市北玉手町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
28 兵庫	西宮子ども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	川西分室（川西子ども家庭センター）	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633
	柏原分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反町1-1-1	06-6423-0801
	姫路子ども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	0792-97-1261
	豊岡子ども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1-8	0796-22-4314
	中央子ども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田子ども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
	子ども・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1588
29 奈良	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8551
	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
32 島根	隠岐相談室	695-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0023	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0083
	中央児童相談所	700-0952	岡山市南方2-13-1	086-246-4152
33 岡山	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-22-4111
	高梁分室新見相談室	718-8560	新見市新見2056-1	0867-72-1177
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
34 広島	広島こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	福山こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸山北291-1	084-951-2340
	備北こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	秋児童相談所	758-0041	秋市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央児童相談所	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部児童相談所	774-0011	阿南市鎮家町野神319	0884-22-7130
	西部児童相談所	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-3173
38 愛媛	中央児童相談所	790-0824	松山市御幸2-3-45	089-922-5040
	南予児童相談所	796-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
39 高知	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-6791
	幡多児童相談所	787-0050	四万十市渡川1-6-21	0880-37-3159
40 福岡	中央児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	宗像支所	811-3431	宗像市大字田熊5-5-1	0940-37-3255
	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-0499
	京業支所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-4458
41 佐賀	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
42 長崎	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市長瀬南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3111
44 大分	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-2016
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	児童総合相談センター	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
	大隅児童相談所	893-0011	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-394	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1（八重山支庁内）	0980-88-7801
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市字知花6-34-6	098-937-0859

全国児童相談所一覧（平成20年4月1日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-840-6107
51 千葉市	千葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880
52 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜南区蒲舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
53 川崎市	中央児童相談所	213-0031	川崎市高津区末長276-5	044-877-8111
	南部児童相談所	215-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-244-7411
54 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町1-6	046-820-2323
55 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
56 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
57 静岡市	静岡市児童相談所	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1691
58 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
59 名古屋市	名古屋児童相談所	466-0827	名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6111
60 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
61 大阪市	中央児童相談所	547-0026	大阪市平野区喜徳西6-2-55	06-6797-6520
62 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-276-7123
63 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
64 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
65 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
66 福岡市	こども総合相談センター	910-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-832-7100

※1 一時保護所を設置する児童相談所

※2 東京都児童相談センターは一時保護所を2か所設置

一 児童相談所数=197か所（平成20年4月1日現在）

一 一時保護所数=120か所（平成20年4月1日現在）

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
北海道	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待ケースを専門に担当する児童福祉司(児童虐待専従児童福祉司)を配置している ・初期対応、介入・保護の中心的役割を担い、地区担当児童福祉司、児童虐待対応協力員等とともに問題解決に当たっている。
青森県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岩手県	○専従組織は設置していない	○福祉総合相談センターに虐待対応専門チームを設置(平成14年度から) ・構成6人(児童相談課長(児童福祉司兼務)、児童福祉司4名(うち1名児童心理司兼務)、児童保護相談員1名) ○宮古児童相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) ・構成8人(次長(児童福祉司)、児童福祉司3名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童指導員1名、児童保護相談員1名) ○一関児童相談所に虐待対応専門チームの設置(平成17年度から) ・構成8人(次長、児童福祉司4名、児童心理司1名、相談調査員1名、児童保護相談員1名) ・児童相談所の役割 虐待通告または相談の受理から処置方針が決まるまで、または一時保護開始までの初期対応を迅速に処理する
宮城県	○専従組織は設置していない	○各地域子どもセンターに「虐待対応推進チーム」を平成14年8月1日に設置(5名～6名体制)
秋田県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所において、「児童虐待対策・相談班」に児童虐待の初期対応を行う職員を配置
山形県	○専従組織は設置していない	○福祉総合相談センター(中央児童相談所)に児童緊急対策課を設置し、初期対応に当たっている(平成20年度から)
福島県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待に関する専門職員(児童福祉司)を1名配置(本庁兼務)
茨城県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童虐待対応チームを設置 児童健全育成主査、児童福祉司、児童心理司、保健師(兼務)、虐待対応専門員(嘱託職員) ・土浦児童相談所は上記と同じメンバー、筑西児童相談所は児童健全育成主査を除くメンバー
栃木県	○主管課(子ども政策課児童福祉・虐待対策担当グループ)に、「児童福祉、虐待対策担当」を設けグループリーダー主幹1名(専任)、副主幹2名(専任1、兼任1)、主査2名(兼任)	○各児童相談所において、従来の地区担当制でない「児童虐待対応チーム」を設置(3箇所)
群馬県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に「虐待対策主監」を設置 ○各児童相談所に「虐待対応係」を設置(虐待通告から採期方針決定までの初期対応等を行う)
埼玉県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に困難事例への対応、法的対応を強化するための統括として平成15年度に虐待対応担当を設置したが、平成19年度に組織を再編し「心理・家族支援担当」と「虐待・相談指導担当」を設置した

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
千葉県	○本庁の健康福祉部児童家庭課内に虐待防止対策室を設置 ・虐待防止対策の総合的な施策の推進を行う。(室長以下10名の体制) 室長1(専任)、児童心理司1(専任)、事務員8(専任)	○専従組織は設置していない
東京都	○専門副参事(児童福祉相談担当)を設置(平成20年度) ・各児童相談所の虐待対策事務に共通する横断的な事務の執行(虐待関係資料の収集と作成等) ・法的対応ケース等の把握と情報発信、虐待対策稼働状況の点検、課題整理	○各児童相談所に虐待対策班を設置 ・すべての虐待ケースについて初期対応を行う ・すべての虐待ケースについて緊急受理会議に出席する ・28条申し立て、権利擁護部会への諮問等を担当する ・困難なケースや継続的な関与が必要な虐待ケース等を担当する
神奈川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に虐待防止対策支援課を設置 構成 (課長1名、児童福祉司4名、小児精神科医師等5名(嘱託)、弁護士3名(嘱託)、学識者1名(嘱託)) 内容 ・法律相談、困難事例への助言、調査研究、事例検証、研修企画、夜間開庁日の対応等 その他、組織改正を行い、児童福祉司と児童心理司で構成する虐待対応班を設置し、チームアプローチを推進する体制を整備した
新潟県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待DV対応班として正規職員3名配置
富山県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
石川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所子ども・女性相談課内に虐待対応班を設置 構成(児童福祉司1名、保健師1名、児童福祉サポーター(県単独事業)8名を配置) ・初期対応、調査及び関係機関との調整を行っている
福井県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
山梨県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所において、平成17年度から児童虐待対応スタッフを配属。児童虐待対策班、児童虐待対応協力員、保健師(兼)、児童福祉司の4名が初期対応する
長野県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岐阜県	○児童虐待対策班1名(専任)、係員1名(兼任)	○専従組織は設置していない
静岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
愛知県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済 = 9 自治体)	児童相談所 (設置済 = 110 児童相談所)
三重県	○専従組織は設置していない	○児童相談所を統括する児童相談センターに家庭自立支援室を設置している ・内容 児童虐待の危機管理対応 (相互支援、専門助言、指導) 市町妻保護児童対策地域協議会 データの蓄積、調査研究等
滋賀県	○子ども・青少年局虐待・非行防止対策チーム リーダー1名 (兼任)、副リーダー3名 (専任) ※本庁の事務分掌として、専任が兼任かどうかで記載します。	○各児相へ虐待・DVサブグループを設置し、緊急初期体制の整備 (平成13年度から)
京都府	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に相談判定課長が総括し、児童福祉司2名、心理判定員1名、虐待対応協力員2~4名からなる児童虐待防止専門班「未来つ子サポートチーム」を設置
大阪府	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に虐待対応課を設置 (平成13年度より)
兵庫県	○こども安全官 (課長級) 1名 虐待相談に即らず、事案に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全安心を確保するため、児童課に「子ども安全官」を設置し、こども家庭センター等の調整・連携強化を図っている	○各児童相談所4箇所及び川西分室に児童虐待対応専門チームとして、ケースワーカー (児童福祉司) 2~3名、心理判定員1名、保健師1名を配置している。 ○16年度から施設入所児童の家庭復帰等を旨とした指導を行う、家族再生支援チーム (児童福祉司、心理判定員、保健師、家庭問題相談員 (嘱託)) を配置している。
奈良県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、虐待対応を専門とする「子ども支援課」を設置 各児相に上記の組織の一員として専従職員を配置
和歌山県	○専従組織は設置していない	○子ども・障害者相談センター (中央児童相談所) に、専任の虐待対応専門員を配置し、兼任の児童福祉士・心理判定員・看護師からなる虐待対応チームを設置
鳥取県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
鳥取県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
岡山県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所ごとに専門本部「地域支部」を設置。児童相談所、保健所及び県民局健康福祉部 (福祉事務所) が一体となって児童虐待防止施策を展開
広島県	○専従組織は設置していない	○広島こども家庭センター及び福山こども家庭センターの相談援助課援助係の中に児童虐待ケースに専門に対応する虐待班を設置している。
山口県	○専従組織は設置していない	○各児童相談所に児童家庭アドバイザー (虐待対応) 1名を配置
徳島県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
香川県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、児童虐待・初期対応担当として4名 (児童福祉司2名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名) を配置し、虐待通報受理から次の処理方針が決定するまでの初期対応、立入調査を行っている。(平成15年度から) ○地域児童相談所も中央児相と同じ業務を実施する職員3名 (児童福祉司1名、保健師兼児童福祉司1名、児童虐待対応協力員1名) を配置 (平成15年度から) 平成20年度から職員4名 (児童相談員1名を増員)

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済 = 9 自治体)	児童相談所 (設置済 = 110 児童相談所)
茨城県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所について、児童虐待や少年犯罪の凶悪化、低年齢化など、複雑・困難な相談事例に対応するために、組織改正により、指導課の中に「虐待対応グループ」を新設し、体制強化を図ることとした。
高知県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に虐待対応専門家チームを配置 構成 (小児科医、精神科医、弁護士) ・虐待対応協力員2名配置 ○樟多児童相談所に虐待対応協力員 (1名) を配置
福岡県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
佐賀県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
長崎県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
熊本県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、平成20年4月から虐待緊急対応担当4名 (SV1名、児童福祉司3名 (保健師・警察官含む)) を配置。
大分県	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待対応協力員 (非常勤) 6名を配置し、24時間365日電話相談対応等を行っている。 ○中津児童相談所に児童虐待対応協力員 (非常勤) 1名を配置している。
宮崎県	○専従組織は設置していない	○全県的な立場で児童虐待対策を担当する主幹 (1名) を配置。
鹿児島県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
沖縄県	○専従組織は設置していない	○平成19年度から中央児童相談所においては児童虐待対応職員6名 (職員4名、嘱託2名)、コザ児童相談所においては児童虐待対応職員4名 (職員2名、嘱託2名) を配置している
札幌市	○専従組織は設置していない	○児童福祉総合センターに児童虐待対応担当課を設置 構成: (児童虐待対応担当課長1名、児童虐待対応担当係長1名、相談担当係長3名、児童福祉司3名 (係長職4、一般職3)、児童虐待対応協力員 (非常勤) 1名、土日祝日の電話相談対応の児童虐待対応相談員 (非常勤))
仙台市	○専従組織は設置していない	○児童相談所内に児童虐待対応のチーム (職員7名) を設置
新潟市	○本庁の児童福祉主管課に各区の虐待担当職員及び関係機関からの相談に応じる非常勤職員1名を配置。	○児童相談所内に児童虐待対応の係 (係長1名、児童福祉司2名) を設置
さいたま市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に365日・24時間児童虐待電話相談受付を設け、16名の嘱託職員で対応している。
千葉市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に、初期対応の組織として、虐待対策係 (児童福祉司4名、保健師1名、虐待対応協力員2名) を配置 夜間については、非常勤嘱託職員が電話対応している

児童相談所等の児童虐待対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=9自治体)	児童相談所 (設置済=110児童相談所)
横浜市	○児童虐待防止担当(専任) 係長1名、職員2名	○中央児童相談所で、365日・24時間受付のホットラインを設置し、7人の専任職員で対応している ○各児童相談所で、係長1名、児童福祉司3名、看護師1名、虐待対応協力員1名の計6名体制で対応。
川崎市	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に児童虐待対策担当を設置(平成13年度より) 構成10名(主査1名、係員4名、非常勤職員7名(内2名は南部児童相談所へ)) ・児童虐待に関する相談・通告に対し、必要に応じて家庭訪問等の初動調査を実施
静岡市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
浜松市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない
名古屋市	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、平成17年度から増強・再編、虐待防止班として課長職の班長以下15名の専従職員で構成 ・市域を4ブロックに分け、各ブロックを主査1名、児童福祉司2-3名の4チームで担当し、初期対応及び在宅支援を実施
京都市	○児童相談所相談課長(兼任)、児童相談所相談指導係長(兼任) ※児童福祉主管部局である子育て支援部児童家庭課との兼職により配置	○中央児童相談所において、初期調査・初期対応に関する専従組織を設置 ・課長2名、SV2名、ケースワーカー6名
大阪市	○専従組織は設置していない	○中央児童相談所に、虐待対策室長1名、室長代理1名、担当係長7名、看護師1名、保健師1名(兼務)、係員6名(内兼務3名)、非常勤3名(心理担当1名・協力員2名)の計20名で組織
堺市	○専従組織は設置していない	○児童相談所家庭支援課内に「虐待対応係」を設置
神戸市	○専従組織は設置していない	○こども家庭センターに家庭支援係を設置
広島市	○専従組織は設置していない	○児童相談所に初期対応を専属的に行う虐待相談グループを設置(平成17年度より)
北九州市	○専従組織は設置していない	○子ども総合センターに児童虐待対応チームを設置 構成 児童虐待防止担当課長1名(専任)、児童虐待防止担当係長1名(兼任)、児童福祉司2名(兼任)、 児童虐待対応協力員(非常勤)1名、夜間・土曜日の電話相談対応員(非常勤)兼務2名、 児童虐待防止担当係長(区役所子ども・子育て支援担当係長と兼職)1名(兼任)
福岡市	○専従組織は設置していない	○子ども総合相談センターに、こども緊急支援担当課を設置 構成(課長1名、主査4名、嘱託3名)
横須賀市	○専従組織は設置していない	○児童虐待対応協力員(非常勤)1名を配置
金沢市	○専従組織は設置していない	○児童虐待対応担当職員を配置(所長補佐1名、児童福祉司4名)

(注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。

児童相談所等の非行対応専従組織等の設置状況

(平成20年4月現在 総務課調べ)

自治体名	内 容	
	児童福祉主管部局 (設置済=1自治体)	児童相談所 (設置済=5児童相談所)
東京都	○専従組織は設置していない	○2箇所の児童相談所に、非行担当チーム及び非行担当児童福祉司を設置
滋賀県	○本庁子ども・青少年局内に虐待・非行防止対策チームを設置(平成19年度より)	○専従組織は設置していない
熊本県	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない。 ※平成19年度までは係毎に相談種別で業務分担(非行対応は児童3係)していたが、平成20年度からこれをやめ、地区担当制としたため。
名古屋市	○専従組織は設置していない	○相談内容が非行相談に分類されるものは、相談課指導係内に自立支援チームを組織し、対応している。(児童福祉司5名)
大阪市	○専従組織は設置していない	○専従組織は設置していない ・試行的に非行担当係長1名(他の業務と兼務)を配置。
堺市	○専従組織は設置していない	○児童相談所家庭支援課内に「養護非行係」を設置
神戸市	○専従組織は設置していない	○こども家庭センター(児童相談所)養育支援2係内に非行専従班として、係長1名(他の業務と兼務)、児童福祉司5名を配置。

(注) この資料は、特に事項を示し、各自治体から報告を頂いたものであり、網羅的な内容ではない。

2 少年法の一部を改正する法律の概要

少年法の一部を改正する法律

犯罪被害者等基本計画

(平成17年12月閣議決定)

少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

現行法

○ 少年審判は非公開で行われており、被害者等であっても、その傍聴は許されていない。

- ① 少年保護事件の被害者等は、損害賠償請求権の行使のために必要がある等の正当な理由がある場合に限り、例外的に記録の閲覧・謄写が許される。
- ② 閲覧・謄写の対象は、非行事実に係る部分のみ。

○ 意見聴取の対象者は、被害者等のほか、被害者が死亡した場合におけるその配偶者等とされている。

- ① 第37条第1項に掲げる罪(児童福祉法違反、労働基準法違反等)に係る事件は、家庭裁判所で裁判を行うこととされている。
- ② 家庭裁判所は、保護事件の調査等により、第37条第1項に掲げる事件を発見したときは、検察官等に通知しなければならないこととされている(第38条)。

改正法

少年審判の傍聴

家庭裁判所は、相当と認めるときは、殺人事件等一定の重大事件の被害者等に、少年審判を傍聴することを許すことができることとする。

記録の閲覧・謄写の範囲の拡大

- ① 少年保護事件の被害者等については、原則として閲覧・謄写を認めることとする。
- ② 非行事実に係る部分以外の記録(社会記録は除く。)についても、閲覧・謄写の対象とする。

意見聴取の対象者の拡大

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者等についても、意見聴取の対象者とする。

成人の刑事事件の管轄の移管等

- ① 第37条第1項に掲げる罪に係る事件については、地方裁判所等で裁判を行うこととする。
- ② 第38条を削除する。

3 児童福祉法第28条事件の動向と事務処理の実情

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件並びに特別家事審判規則 18 条の 2 による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、司法統計に基づくもの（資料 1、資料 8、資料 13）については、その集計期間は平成 19 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間であり、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

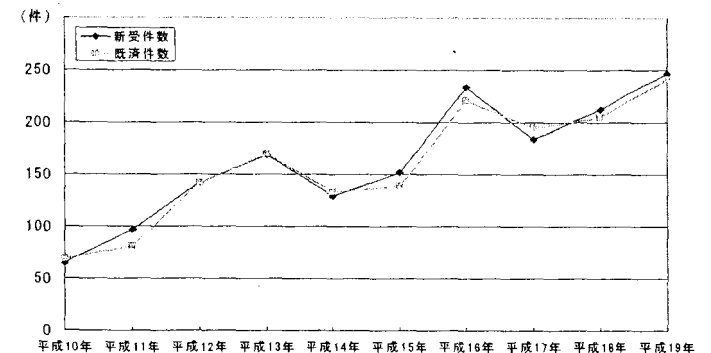
1 事件数の動向（資料1）

司法統計（平成19年1月1日～12月31日）によれば、平成19年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、247件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0

※ 平成19年は速報値である。



2 事件処理の実情

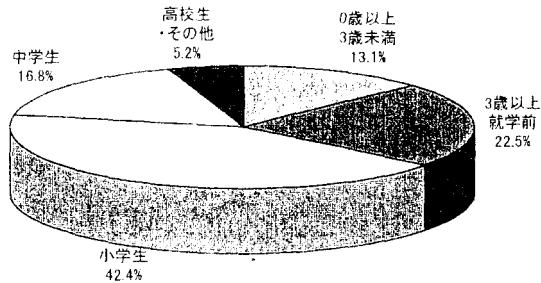
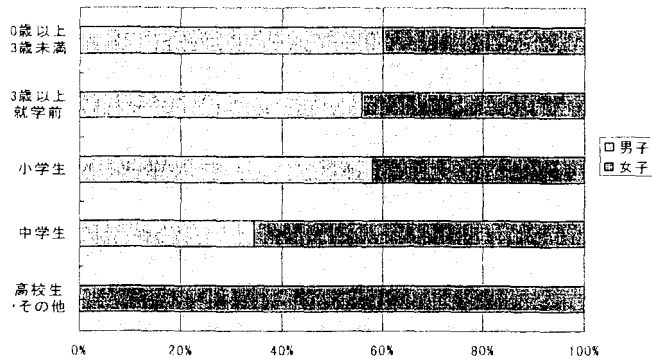
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件のうち、191件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数 (資料2)

- 対象となった児童の男女比は、男子が50.8%、女子が49.2%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が13.1%、3歳以上就学前の児童が22.5%、小学生が42.4%、中学生が16.8%、高校生・その他が5.2%となっている。

(資料2) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	15	24	47	11	0	97	50.8%
女子	10	19	34	21	10	94	49.2%
合計	25	43	81	32	10	191	100.0%



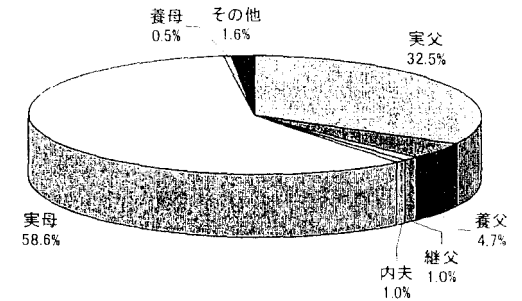
(2) 主たる虐待者別件数 (資料3)

- 主たる虐待者は、実父が32.5%、実母が58.6%となっている。

※ 「主たる虐待者」とは、1つの事件において、対象となった児童を主に虐待した者である。

(資料3) 主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	62	9	2	2	112	1	0	0	3	191



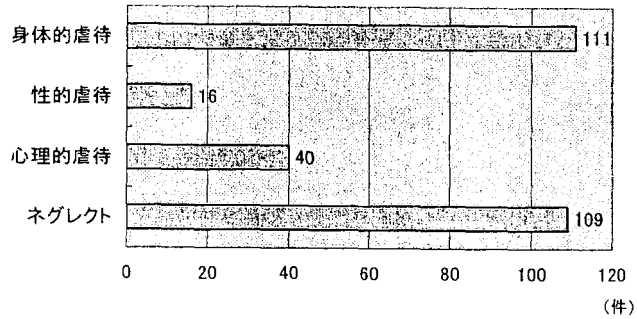
(3) 虐待の態様別件数 (資料4)

○ 虐待の態様は、身体的虐待が111件、性的虐待が16件、心理的虐待が40件、ネグレクトが109件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。

(資料4) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	111	16	40	109	276

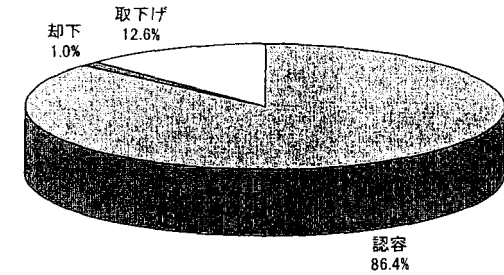


(4) 終局区分別件数 (資料5)

○ 終局区分は、認容が86.4%、却下が1.0%、取下げが12.6%となっている。

(資料5) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	165	2	24	191

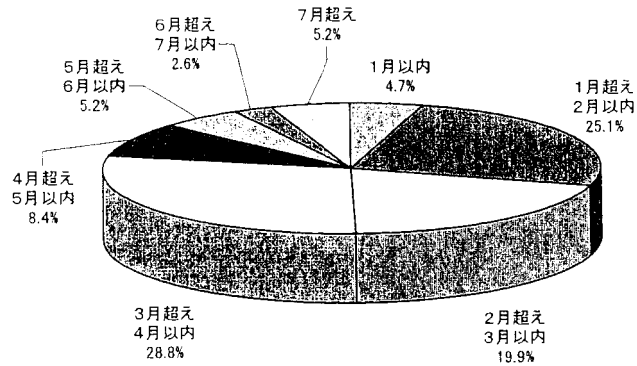


(5) 審理期間別件数 (資料6)

○ 2か月以内に29.8%の事件が、3か月以内に49.7%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	9	48	38	55	16	10	5	10	191



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数 (資料7)

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる(児童福祉法28条6項)。

○ 児童福祉法28条1項事件の認容審判165件中、23件についてこの勧告がされている。

(資料7) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	165	23

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項^(注)）。

（注）本項は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。関係規定につき平成17年4月1日施行）により設けられたものである。

1 事件数の動向（資料8）

司法統計（平成19年1月1日～12月31日）によれば、平成19年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、58件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0

※ 平成19年は速報値である。

2 事件処理の実情

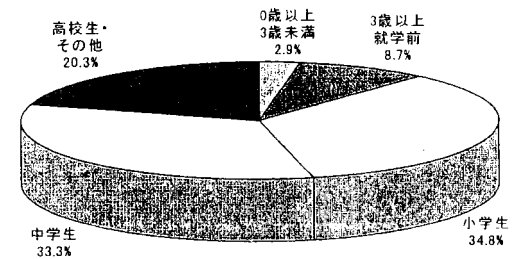
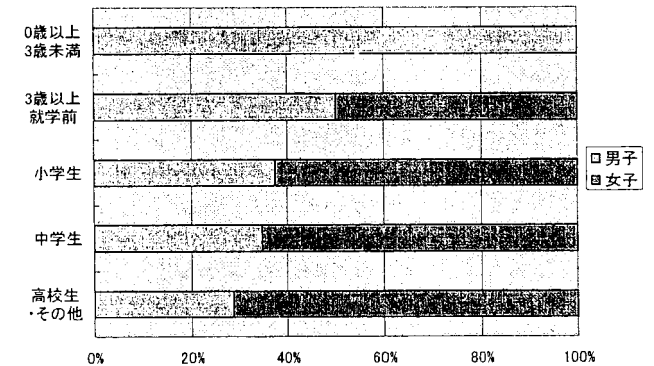
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件のうち、69件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が37.7%、女子が62.3%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が2.9%、3歳以上就学前の児童が8.7%、小学生が34.8%、中学生が33.3%、高校生・その他が20.3%となっている。

（資料9）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	2	3	9	8	4	26	37.7%
女子	0	3	15	15	10	43	62.3%
合計	2	6	24	23	14	69	100.0%

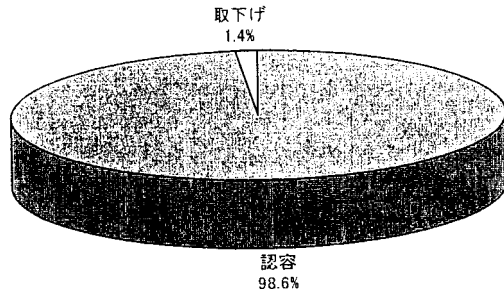


(2) 終局区分別件数 (資料10)

○ 終局区分は、認容が98.6%、却下が0.0%、取下げが1.4%となっている。

(資料10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	68	0	1	69



(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数 (資料11)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中、28件は2回目の期間更新を承認したものである。

(資料11) 承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	合計
件数	40	28	68

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数 (資料12)

○ 児童福祉法28条2項事件の認容審判68件中、10件について同法28条6項による都道府県への勧告がされている。

(資料12) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する都道府県への勧告あり
件数	68	10

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料13)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について児童との面会又は通信を制限することができる(平成20年最高裁判所規則第1号による改正前の特別家事審判規則18条の2^(甲))。

(注)本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則第5号。平成17年4月1日施行)により設けられたものである。

なお、本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)により改正され、児童福祉法28条第1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容は、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められている。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者に対する面会・通信等の制限が手当てされたことを踏まえたものである。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行であり(改正法附則第1条、改正規則附則第1項)、資料13はすべて改正前の規則による事件を対象としている。

○ 司法統計(平成19年1月1日~12月31日)によれば、平成19年の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分の新受件数は、8件であった。

(資料13) 特別家事審判規則18条の2による保全処分事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	6	6	2	1	3	0
平成18年	7	5	1	0	2	2
平成19年	8	7	3	0	4	0

※平成19年は速報値である。